平成２９年（フ）第１０３号
北九州市八幡東区天神町３番11―303号
債務者　大島　廣美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０６号
北九州市八幡西区若葉１丁目21番４―207号
債務者　岩永　千春
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１２号
北九州市小倉北区大畠２丁目６番14―307号
債務者　夏井　美香
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１６号
北九州市八幡西区永犬丸南町１丁目４番６―104号
債務者　中西　正吾
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２６号
北九州市八幡東区西本町４丁目12番２―401号
債務者　山根有紀子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７７号
埼玉県所沢市大字中富1037番地の６
債務者　後藤　　勝
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９１号
埼玉県所沢市くすのき台２丁目21番地の６
ミ・パラシオ216
債務者　高橋妃嵯代
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９号
相模原市南区大野台２丁目30番30号シャトル大野台203
債務者　塩谷　欣惣
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６２号
埼玉県川口市大字前野宿184番地の６
債務者　大道　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
さいたま市北区宮原町３丁目822番地２　鈴木之夫方
債務者　星　　照夫
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
埼玉県越谷市千間台西６丁目16番地８　グランシードコミヤ105
債務者　平井　竜樹
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木６丁目19番地７
債務者　岩淵　裕二
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８０号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木６丁目19番地７
債務者　岩淵　あい
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８７号
埼玉県入間市大字善蔵新田211番地２
債務者　住友　由紀
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９２号
埼玉県富士見市大字鶴馬3237番地１　県営住宅富士見鶴馬団地２―407
債務者　山下　敦子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１００号
埼玉県狭山市入間川２丁目24番26号　クリーンハイツ保谷205
債務者　清水　共榮
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１号
千葉県香取市入会地３番地185
債務者　伊藤　トシ
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部